

616 明治天皇御聖徳を頌し奉る

〔『法学新報』第30卷11(347)号 大正9年11月8日〕

明治天皇御聖徳を頌し奉る

時維れ大正九年十一月一日

明治神宮鎮座祭行はれ億兆感激措く所を知らず伏して惟みるに明治天皇聖徳夙に具り乃ち叡乃ち智乃ち仁乃ち勇、列聖の宏謨を承け維新の雄図を立てたまふ國運日の昇るが如く威風八宏に覃ふ其盛徳大業振古比なし誰れか其徳光に浴して感奮興起せざる者あらんや今や神靈鎮座の盛典に遇ひ景慕崇敬の情に堪へず因て多年先帝に奉仕せられたる栗原廣太氏の執筆を請ひ左に聖徳の余聞を録して我校学生諸子と俱に恭しく瞻仰せんと欲す庶幾くは諸子其れ謹で之を精読せよ

中央大学学長 法学博士 岡野敬次郎拝記

明治神宮の造営竣工して、御靈代鎮座の祭儀を行はせらるるに方り、先帝の偉徳大業を回想するときは、景仰の念いよいよ深く、追慕の情ますます切にして、感慨真に言語に絶す。謹みて惟ふに、先帝の不朽に貽し給へる、偉大の御功業に付ては、今茲に絮説を須たざる所なるが、予が御在世中職を宮廷に奉じて、數次天威に咫尺し、又親しく御聖徳を見聞して、常に感激を極め、如何にも眞箇帝王の器に在らせらるると深く感じ奉りしは、

実に至尊の御地位を、最も完全且つ厳正に自覚し給ひ、終始此の御自覺を一貫せられたる事なり

予嘗て一書を繙き、西暦千六百七十一年仏國に於て出版せられたる、「ニコル」の帝王教育に関する著書中に、「君主ハ自己ヲ知ルコト最モ肝要ナリ、君主ノ地位ハ君主其ノ人ノ為ニ存スルモノニアラス、云々」と云ひ、又西暦千九百六年、独逸伯林大學の教授「ウキルヘルム、ミュニヒ」の、帝王教育を論じたる書中に、「君主ハ國民ニ対スル自己ノ重大ナル責任ヲ完全ニ知覺セサルヘカラス云々」と、説けるを見て、洵に逸すべからざる至言なりと思へり

先帝が、自己は祖宗より承けて、大日本帝国を統治する一天万

乗の天皇なり、國民の父母なり、四海の儀表なり、國運の汚隆國民の休戚は、一に繋りて自己の双肩に在りと、絶対に御信念あらせられたるは、日常事毎に窺ひ奉ることを得て、恐懼感激に堪へざりし所なり。或年内閣交迭の折、先帝は宮内大臣に向はせられ、御述懐を洩し給ひし中に「卿等ハ辞職スレハ責任ノ地位ヲ去ルコト意ノ如クナルヘシト雖、朕ニハ絶対ニ辞職ノ途無シ終生責任ヲ免ルルコト能ハス」と仰せられたりとか、當時宮内大臣より承はりしことなるが、此の御述懐に拠て觀るも、如何に御自覺の嚴正なりしかを拝察するに足るべし。先帝が、御治世の間専ら私情を自制して、一切の逸樂を斥け、日夜孜孜として民事に倦憊し給ひしは、畢竟此の御自覺より出てたるものに外ならずと信ず

先帝は炎熱石を鍛かす盛夏にても、寒威膚を劈く嚴冬と雖、依

然として宮城にのみ在し、只管國務に御精励遊ばされしことは、天下周知の事実なるが、予が自ら旧記を涉獵したる所に依れば、御在世中御避暑御避寒の行幸は、只明治六年八月皇后宮と共に、二旬の間箱根宮ノ下に、御駐輦遊ばされたる一回あるのみにして、其他御遊樂の行幸と称し奉るべきものを繹ぬるに、之亦明治十四年、十五年、十八年の三年間に於て都合三回、八王子又は府中に行幸、兎猟を催し給ひしことあるに過ぎず。御晩年に及び宮内大臣侍従長等は玉体を慮りて、一再ならず御転地を勧め奉りしかども遂に一回も御採用を得ざりき。「としどしに思ひやれども山水をくみて遊ばん夏なかりけり」の御製を拝誦して、思を此に輸せば、誰れか恐懼に堪ふべけんや

明治四十四年の秋、福岡県下に於て大演習を行はせられ、久留米に行幸の御途次、周防國防府町太太良山の、毛利元昭公別邸を行在所として、御往返共に御一泊遊ばされたりしが、當時行在所の御治定あるや、毛利公爵は深く光榮に感激し、故桂公爵井上侯爵等を以て、同地は氣候温暖、殊に別邸は高燥の地に在りて、前は洋洋たる碧海に臨み、後は蜿蜒たる翠巒を以て繞らし、閑静幽寂、眺望亦佳絶なれば、いささか御旅情を慰め奉るに足らん、大演習終了して還幸の御途次には、特に数日の御駐輦を仰き奉りたしと、特に悃願し奉りけるに、先帝は此の願に対し、今回の行幸は、大元帥の職務を行ふ公務の旅行なれば、仮令事了へて帰京の途なりと雖、擅に淹留すべきに非ず、折角の願なれども、只一泊の外なしと仰せられ聽許の御沙汰を賜はらざりき京都は山紫水明の勝地にして、先帝降誕の旧都なり。

されば先帝が京都の地を懐しく思召さるる御情緒は、「春秋の花にもみぢにこひしきはむかし住みたる都なりけり」の、御製にも恐察に余りあることなり。然るに東京に奠都の後京都に幸せられたるは都合十回に止まり、而かも明治三十六年春、大阪に開催の第五回国勧業博覧会開会式御臨場の為、京都に御駐輦あらせられし以後は、遂に一度も行幸なかりき。加之上記の十回と雖、御陵御参拝其他御用務の為にして、真に悠悠として、故山の風色を御賞観遊ばされたる次第に非ず。予の嘗て洩れ承はりし所に依れば、宮内大臣より機会ある毎に、暫時にても京都に行幸あらせられ、御休養遊ばさるべしと奏請したるも、其の都度先帝は、故郷を慕ふの情に至りては、朕も敢て人に遙らす、故に若し旧都の風光山水に接せば、徘徊去り難く、知らず識らず國務を曠廢するに至らんことを虞る。之を以て自ら情を制し、故に京都に幸せざる所以なりと、仰せられたりと聞けり

斯くも先帝は、御避暑御避寒は申すに及ばず、苟くも御遊樂に渉る行幸は、一切仰出されずして、只管国事に御精励遊ばされたりしが、それに拘らず、皇后陛下、皇太子殿下、内親王其他皇族の方方の、御避暑御避寒等の御旅行に対しては、必ず御允許あらせられたるのみならず、時としては例年より寒さ早ければ、最早避寒せよと、御促し遊ばされたること數からざりき。又大臣以下諸官員の、私事旅行に就き御暇を願ふものあれば、之亦直ちに御聽許を賜ひて、一たびも之を止め給ひしことあるを聞かず。蓋先帝は前に述べたるが如く、御自身は一切の遊行

逸樂を斥け給ふも、決して之を他人に及ぼし給ふことなかりき。固より御仁慈の御心にも因ると雖、畢竟天皇たる御地位を、最も能く識認し、至大の責任を知覚し給ひし結果に外ならず。先帝崩御の當時、独逸漢堡の新聞「ハムブルゲルナハリヒテン」に「陛下は自ら一身の情を制するを以て特に帝王たる者の義務なりと信じ給へり」と載せたるは、誠に能く先帝を評し奉りて当れりと云ふべし

先帝が夙夜国家の為に、絶大の御恪勤遊ばされしことは、中外具に瞻仰して措かざる所なり。崩御の當時露都の新聞「ビルジエウイヤ、ウェドモスチ」は「実ニ陛下ハ其ノ国第一ノ勤勉者ニシテ、陛下ノ私人的生涯ノ渝安トテハ殆ント之レナカリシ、即チ陛下ノ御生涯、陛下ノ御精力、陛下ノ御所有物ハ、拳ケテ皆國家ノ為ニ供セラレタルナリ」と云ひしが、実に其言の如く、先帝は常に御不例にて、御仮床に入らせ給ひし場合の外、寒暑に拘らず、毎日午前十時には軍服に御召換の上、表御座所に出御、諸般の政務を親裁し給ひ、御昼餐も取らせられず午下一時或は二時となりて、漸く大奥に入御あらせらるる例なりき。又時としては午後再び出御、日没に及で入御あらせられしこと数からず。而して其の表御座所出御の間は、政府より上奏する書類、宮内省より奉呈する文書等、其数頗る多く、逐一叢覧の上、或は之が為に主任大臣を召して御下問を賜ひ、又は侍従長をして当局に就き調査せしめらるる等、御攻究を尽させられし後、順次裁可を与へ給へり

斯く先帝は、國務と云はず宮務と云はず、百般の機務を鬪はせ

給ふこと甚だ滋きが上に、猶ほ内には神事あり、典礼あり、内

外人の拝謁謁見あり、御陪食あり、外には議会の開院式、陸軍の観兵式を始め、学事御奨励の為に、文武の諸学校卒業式に臨御又は殖産美術御奨励の為に、博観会展覽会等に行幸あらせらるる等、玉体を煩はし奉ること甚だ多かりし。殊に陸軍の演習又は海軍の観艦式には、如何に遠隔の地にても必ず行幸の上、親しく軍容を閲し、士氣を鼓舞し給へり。此の如き次第なれば、日常の御繁劇なりしことは、殆んど世人の想像も及ばざる程なり。然らば大奥の御座所に在らせらるる間は、御閑散なるべきかと云ふに、決して然らず、表御座所出御中に奉呈したる書類にて、特に重要なものの、或は浩瀚なるものは、悉く入御の際御携帯遊ばされ、夜間にも御机に向はせられて、精密に御査閲遊ばされたり。又政府宮内省共に、大奥に入御の後と雖、昼夜を問はず隨時、侍従を以て書類を奉呈する例なりしかば、此等に就いても事の緩急に従ひ、一一御処理遊ばされ、なかなかに御休息の余暇あることなし

先帝が政府並宮内省より、允裁を仰ぎ奉れる書類に対し、御裁可を与へ給ふには逐一御熟覽遊ばされ、いさざかにても御不審の点あるに於ては、必ず当局者に御下問あり、又往往にして御意見の存する場合には、其の旨を垂示して再応の考究を命じ給ひ、斯くして漸く叡慮に適ふ時は、先づ侍従をして其の書類を謄写せしめ、之を副本として御手許に保存し給ひ、即ち原本は御裁可の上、当局に下附せしめられたり。而して副本は、年月種類に区別して、編纂せしめられ、整然御保存遊ばされたり。

御用意の周密推して知るべし

先帝は如何なる微細の事にても、必ず縦横に御考慮の上処断し給ひ、決して小事なりとて忽にし給ふことなかりしが、就中法規の制定改廃に付ては、最も聖慮を勞し給ひ、精密の御査閲と、慎重の御攻究を尽させられたり。故乃木大将が、學習院長たりし明治四十一年五月の事なりしが、學習院に於て新に中等学科以上の男子学生の為に、寄宿舎を設置することとなりしに付、此寄宿舎に要する職員として、総寮監以下の官職を設くる為、學習院官制の改正案を起草して、御裁可を奏請したりしに、先帝は篤と御査閲の後「學習院ニ寄宿舎ヲ設置スルコトハ、全ク新シキ試ニシテ一両年実行シタル成績ヲ見ルニ非サレハ、果シテ永続スヘキ制度ナリヤ否ヤ知ルコト能ハス、然ルニ今之力為ニ官制ヲ改正シテ特別ノ官職ヲ新設スルトキハ、他日実績ニ鑑ミ寄宿舎ハ不適當ニシテ存続スヘカラスト決センカ、之ニ伴ヒテ復タ官制ヲ改正セサルヘカラス、凡ソ皇室令ヲ發シテ官制ヲ改廃スルカ如キハ、最モ慎重ヲ要シ軽軽シク行フヘキモノニ非ス、況ヤ本件ノ如キハ試験的ノ事項ニ属シ、果シテ永続スルヤ否ヤ明ナラサルモノナルニ於テオヤ、故ニ此際ハ官制ヲ改正セス、院長ノ権限内ニテ教授助教授等現在職員ヲシテ便宜兼務セシメ、尚ホ足ラサレハ臨時他ヨリ人ヲ雇入レテ之ニ充ツル等、機宜ノ方法ヲ講シ、他日愈々寄宿舎ノ制、永続ノ見込確立シタル暁ニ於テ、官制ヲ改正スルヲ可トス、尤此ノ如クシテ實際ノ運行ニ支障ナキヤ否ヤ更ニ考究セヨ」と御沙汰を降し給へり。之を以て官内大臣は、乃木院長とも協議して、聖慮の如く現在

職員をして寄宿舎の事務を兼ねしめ、足らざれば臨時他より雇入れ実際に差支なしとし、其の旨を覆奏して、官制の改正案を撤回したり」

明治四十四年五月なりきと記憶す、此の年紀元の佳節を以て、窮民救療の資に充つる為、内帑百五十万円を下賜せられしかば、政府は此恩賜を基礎として、沿く全国の有志より義金を集め、済生会と称する財團法人を設立するの議を定め、内閣より案を具して聖裁を仰ぎ奉りしが、当時洩れ承はる所に依れば、原案に於て財團の名称は「恩賜財團済生会」としたりしを、先帝は御熱慮(マツメイ)の末、諸人の醵金をも合せて成立したるものに、恩賜財團と冠するは穩當ならずと宣ひ再議を命じ給ひしに、内閣にては元来恩賜を中心としたものなれば、永久に至仁至慈の聖旨を奉体せんが為、柱げて原案の通り、御裁可を願ひ奉る旨を奉答したりしを以て、先帝は左迄に考ふるに於ては、敢て恩賜財團を除くに及ばざるも、せめて此の四字をば、割書として済生会に冠せしむる方妥当なるべしと、重ねて御沙汰を賜ひき。之を以て内閣に於ても、有り難き思召に感じ、遂に聖慮の通り恩賜済生会と修正して御裁可を得たりと云ふ」

明治三十二年八月宮中に帝室制度調査局を置き、故伊藤博文公を總裁に、伊東巳代治子を副總裁に命じ給ひ、又故奥田、穂積、梅の三博士及岡野、一木、有賀、石渡等諸博士を始め、学識経験に富める人人を夫夫御用掛に任じて、皇室典範に基く、皇室諸般の制度を調査起草せしめられたりしが、同局に於ては慎重の審議を尽して、案成るに従ひ閣下に奉呈し、聖裁を仰ぎたり

しに、先帝は事体殊に重き皇室の制度に関する法規の事なれば、一層御心を注がせられ、一字一句も忽にし給はず、再三再四御查閱の上御不審の点は一一御下問あり、又御意見の存する点は理由を垂示して再調を命じ給ひ、縦横御攻究の末、逐次制定公布の手続を為さしめ給ひき。此間に於ける先帝の御熱心御精励は実に驚歎に堪へざる次第にて、加ふるに御下問を賜ひし事柄及修正の御意見に至ては、悉く堂堂たる理由を具備し、法制上重要な事項に非ざるはなし。先帝の周匠なる聖慮と、高邁なる御識見とには、専門の学者も常に感激を禁ぜざりし所なり明治四十三年三月皇室令第二号を以て公布せられたる、皇族身位令は、帝室制度調査局に於て審議立案したるものに係り、先帝は是れ皇族の身位を定むる、重要な法規なればとて、精密に御查閱遊ばされ、御下問の事も甚だ多かりしが、其の中にて今も尚ほ記憶に存する一事は、同令第二十七条に「皇室典範増補第一条ノ規定ニ依リ華族ニ列セラレタル者ニハ世襲財産ヲ賜フコトアルベシ」との規定に特に御注意遊ばされ、此場合に於て、如何なる者には世襲財産を賜ひ、如何なる者には世襲財産を賜はざるか、又賜ふべき者の中にも、自ら其の額に差等なかるべからず、此等の事項は、本令制定の当時に於て、予め標準的度を定め置かずんば、他日實際の施行に際して、立法の精神を弁へざる者は、適從する所に惑ひ、其の極依佑偏頗の处置に出づることなしと云ふべからず、故に本令の制定と共に、此等の事項を明細に規定し置くを可とす、篤と考究して覆奏せよ、と御沙汰あらせられたり。洵に間然する所なき周到の御注意なれ

ば、宮内大臣は直に本令の起草に鞅掌したる帝室制度調査局副総裁たりし伊東己代治子、並御用掛たりし故奥田義人博士及岡野敬次郎博士に其の趣を伝へ相議して、別に此等の細目を定めたる内規を立案し、叢覧を請ひ奉りしに、先帝は反覆御精闇の後思召に適ひ、直に御裁可を与へ給へり。而して特に侍従長を以て、此の内規は全く朕の創意に成れるものなれば、後日の為其旨を附記し置くべしと、御内命あらせられ、いと御満足に拝せられたり

明治四十二年二月に公布せられたる登極令に付ても、御查閱に数箇月を要し、其の間侍従長を御対手に故実等を攻究し給ひしが、御裁可の後、余が内内侍従長より承はる所に依れば、条文の配列内容に付て、種種御考慮を重ね給ひ、御躬ら修正案を作成あらせられたる程にて、其御熱心の容易ならざるには、侍従長も驚歎し奉りしが如し。尤此御修正案は、尚ほ御攷究の末、御満足を得ざりしもの歟、一たびも当局に御示し遊ばされず、結局帝室制度調査局上奏の原案を其儘御裁可あらせられたり。

其他此の如き事例は、日常頗る多くして、一一枚挙に遑あらざれば、今は唯一例を示すに止む

顧ふに帝室制度調査局は、明治四十年二月十一日の紀元節皇室典範増補を制定公布せられたる日を以て、廃止せられたりしが、其間同局に於て審議起草したる皇室令及皇室の制度に關聯する法律勅令の草案は、其数實に数十の多きに達し、中には甚だしき浩瀚のものもありて、一読さへ容易ならざる次第なるが、先帝は日常御政務の御間を以て、昼夜を論ぜず御查閱遊ばされ、

順次御裁可を賜ひて制定公布せられたりと雖、未だ御裁可の運に至らずして、御手許に在りたるもの尠からず。殊に時勢の変遷に伴ひ、此等の原案にも多少の修正を要するものあるべく、又新に調査立案を要するものもありて、皇室制度の完備は、なかなかの大事業なりと謂はざるべからず。先帝は深く慮らせ給ふ所ありて、御治世の間に此大業を完成し、洪範を万世に垂れ給ふ御素志にあらせられたることは、恰も崩御の歳なる明治四十五年春の御製中に「識る人の世に在るほどに定めてん古きにならう宮のおきて」の一首ありしに觀るも拝察に余あることなり。然るに悲哉事半なるに、溘焉として升遐し給ひ、皇室制度の燐備を繼はせ給ふこと能はざりしは、如何ばかりか御遺憾に思召されたることならん（栗原廣太謹記）